

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	木之本スティックホール
---------	-------------

申請者	所在地	滋賀県長浜市大島町37番地
	団体名	公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
	代表者氏名	理事長 磯崎 真一

指定管理料提案額	令和9年度：18,181,000円 令和10年度：18,181,000円 令和11年度：18,181,000円 令和12年度：18,181,000円 令和13年度：18,181,000円
----------	---

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針	・誰もが気軽に訪れ、文化芸術に親しめる開かれた文化ホールの創出 ・北部地域の文化資源を活かした事業展開 ・幅広い文化芸術に触れられる事業展開 ・次世代の文化芸術活動を育成し、未来へつなぐ ・人・団体・地域をつなぐ北部地域の文化交流拠点を形成 ・安全・安心・快適な施設環境の維持
(2) 指定管理者を希望する理由・目的	・市が設立した公益財団法人として、市との連携のもと施設運営と文化振興を担ってきた実績を活かし、今後も市と協働して施設の適切な管理運営と地域文化の振興に取り組むため、指定管理者を希望します。
(3) 施設の課題とその対応	・公演時以外の来館機会の創出や施設活用が課題のため、日常的に文化芸術に親しめる機会の創出と施設利用の促進を図ります。 ・文化芸術団体の担い手不足や交流機会の不足が課題のため、地域の各種団体や教育機関等との連携を進め、活動の継続・発展につなげます。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書7、8、9ページのとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	

3 利用促進等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標	・利用者目線の施設運営とサービス向上に取り組み、利用しやすいと思える施設づくりを進めます。 ・文化芸術に親しむ機会の創出や地域との連携による事業展開を進め、新たな利用者の創出と施設利用の促進を図ります。 【達成目標】 令和13年度 18,000人
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	・文化芸術団体、地域の各種団体、教育機関、企業、ボランティア等との連携を進め、それぞれの強みを活かした施設運営を行います。 ・地域の歴史や文化資源を活かした事業、共催事業等により、団体活動の活性化、次世代育成、地域の魅力向上につなげます。
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	・ホームページやSNS、地域の広報媒体等を活用した効果的な情報発信により、施設や事業の認知度向上と利用促進を図ります。 ・地域の各種団体等との連携を活かし、対象者に応じた情報提供を行うことで、幅広い層への周知につなげます。

4 サービス向上等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	・アンケートや日常的な対話を通じて利用者のニーズを把握し、施設運営や事業内容の改善につなげます。 ・意見や要望は職員間で共有し、市とも連携しながら施設運営や事業内容の改善に反映し、サービス向上につなげます。
(2) 利用者等からの苦情等に対する対応	・苦情や意見を迅速かつ誠実に受け止め、職員間で共有し、組織として対応します。 ・市とも連携しながら改善や再発防止につなげ、継続的なサービス向上を図ります。
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	・複数施設を管理する強みを活かしたチケット販売や情報発信により、利用者の利便性向上と施設相互の利用促進を図ります。 ・丁寧な接遇や快適な利用環境の提供、職員間の情報共有による業務改善を通じて、継続的なサービスの質の向上に取り組めます。

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	・日常清掃や巡回による設備管理を徹底し、早期の不具合発見や適切な維持管理により、修繕費の抑制を図ります。 ・複数施設を管理する強みを活かした一括調達や業務効率化、省エネルギーの推進により、経費節減に取り組めます。
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	・施設の公共性や利用者負担の公平性を踏まえ、市が条例等で定める利用料金で運用します。 ・利用料金収入は、施設の維持管理や文化事業、利用者サービスの充実に活用し、地域の文化芸術の振興につなげます。
(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	・仕様書に基づく維持管理を確実に実施します。ピアノ調律や清掃等については利用状況に応じて適切に対応し、安全で快適な施設環境を維持します。 ・日常点検による不具合の早期発見と予防保全の考え方に基づく計画的な修繕を進め、良好な施設環境の維持・向上を図ります。

6 その他【審査基準：条例第4号】

(1) 利用者の個人情報 を保護するための取 組	・取得した個人情報は適正に管理し、漏えいや紛失等の防止に努めます。 ・職員への継続的な周知・研修や情報共有を行い、組織全体で個人情報保護と情報セキュリティ対策の徹底を図ります。
(2) 施設の管理運営に おける環境に配慮し た取組	・照明・空調の適正管理など省エネルギーの推進に取り組み、資源の有効活用や廃棄物の削減を進めます。 ・職員一人ひとりが環境への配慮を意識し、日常業務における継続的な取り組みを通じて、持続可能な施設運営を推進します。
(3) 防災、防犯その他 緊急時（災害・事故 等）の対応及び危機 管理体制	・緊急時対応マニュアルの整備や防災訓練、日常的な安全確認を徹底し、利用者の安全確保と迅速な対応体制の構築に努めます。 ・指定緊急避難場所として、市と連携し、災害発生時に適切に対応できる体制を整えます。
(4) 同様・類似の業務 の実績等	・文化施設・スポーツ施設等の公共施設を多数管理運営してきた実績を有し、安定した施設運営に必要な知識・経験を蓄積しています。 ・文化事業の実施や地域の団体との連携を通じて培ったノウハウを活かし、施設の適切な管理運営と文化芸術の振興を図ります。

7 市民の文化芸術の振興と向上を図るための事業について

【審査基準：条例第1号、第2号及び第5号】

仕様書6(1)に記載 している業務につい て、市民の文化芸術 の振興と向上を図るた めに、貴団体ができる事 業への取組	・市民が文化芸術を身近に感じ、幅広い世代が親しめる機会を継続的に提供し、文化芸術団体の育成・支援を図ります。 ・北部地域の文化資源を活かした公演やクラシック音楽公演を継続して実施します。 ・演劇やこども向け公演等の多様な事業を展開し、文化芸術のすそ野を広げます。 ・地元出身アーティストの出演機会や文化芸術団体の発表会・共催事業を通じて、次世代育成や団体活動の継続・発展につなげます。
--	---

8 自主事業【審査基準：条例第2号及び第5号】

市民の文化芸術振興を 推進していくために 行う、自主事業への取組	・施設を日常的に文化芸術に触れられる場とするため、ロビー展示やロビーコンサート等、気軽に参加・鑑賞できる事業を実施します。 ・ピアノサークルや地域の映画団体と連携した取り組みなど、市民の文化活動や新たな鑑賞機会の創出につながる事業を展開します。 ・吹奏楽クラブ等を通じて、こどもや若者が文化芸術活動に継続して取り組める環境づくりを進め、次世代の担い手育成につなげます。
--	--

9 自由提案【審査基準：条例第2号及び第5号】

その他施設の管理運営 業務を効果的・効率的 に推進していくために 提案したいこと、貴団 体の独自性やアピール したいこと	・豊富な施設管理・舞台運営実績と幅広い文化事業の企画力、地域とのつながりを活かし、安定かつ安心して文化ホールの管理運営・事業実施ができる体制とノウハウを有しています。 ・地域との信頼関係と行政との連携を活かし、長浜市の文化・スポーツを「つなぎ・支える」コーディネーターとして、地域の活動を支援し、文化・スポーツのさらなる振興と活力あるまちづくりに貢献します。
---	--

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

施設を取り巻く状況

木之本スティックホールが位置する北部地域は、人口減少や少子高齢化が進む一方で、宿場町や門前町として育まれた歴史や文化など、地域ならではの文化資源が受け継がれています。また、地域の様々な団体が熱心に活動しているなど、地域の活力もあります。



また、長浜市文化芸術振興ビジョンでは、文化芸術のすそ野の拡大や市民文化活動の活性化、次世代の育成、文化芸術と観光・まちづくり・教育・産業など他分野との連携が求められています。

しかし、文化芸術団体の高齢化や担い手不足、文化芸術に触れる機会や交流機会の不足などの課題もあり、人口減少社会に合った持続可能な施設運営を目指すため、地域資源を活かしながら文化芸術をより身近なものにしていく取り組みが必要となっています。

施設に求められる役割

木之本スティックホールは北部地域唯一の300席ホールを有する文化施設であり、身近な文化芸術の「鑑賞」「発表」「交流」の場を提供する役割があります。



また、地域で受け継がれてきた和楽器系の生産をはじめとする、文化資源を未来へ継承する役割、さらには、文化芸術団体や教育機関、地域の各種団体、企業など多様な主体を文化芸術でつなぎ、新たな交流や活動を生み出すことで、北部地域の文化芸術振興と地域活性化に貢献するハブ機能としての役割もあります。

管理運営コンセプト

(1) 全体コンセプト

『気軽に文化芸術に触れ、伝統を未来へつなぐ北部地域の文化交流拠点』

文化芸術を特別なものではなく、誰もが日常の中で気軽に親しめるものとし、人や団体の交流を育み、地域に受け継がれてきた文化資源などを未来へ継承していく北部地域の文化交流拠点を目指します。

(2) 目指す施設像

① 誰もが気軽に利用でき、文化芸術を日常的に愉しめる開かれた公共空間

子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に立ち寄り、文化芸術を身近に感じられる開かれた施設を目指します。

② 幅広い文化芸術に出会い、触れられる場所

音楽、演劇、伝統芸能など幅広い文化芸術に触れられる機会を提供し、鑑賞だけでなく参加・体験できる機会も設けていきます。

③ 人・団体・地域がつながる北部地域の文化交流拠点

文化芸術を通じて、市民や文化芸術団体、教育機関、地域の各種団体などがつながり、新たな交流や

活動を生み出す拠点を目指します。

④安全・安心・快適な施設環境

利用者の立場に立った運営を行います。災害等への備えも含め、安全・安心を第一とした快適で親しみやすい施設を引き続き目指します。

管理運営の基本方針

管理運営コンセプトの実現に向け、6つの基本方針に基づき施設運営を行います。

基本方針1 誰もが気軽に訪れ、文化芸術に親しめる開かれた文化ホールの創出

公演や発表会のためだけの施設ではなく、市民が日常的に立ち寄り、文化芸術を身近に感じられる公共空間として、文化芸術のすそ野を広げていきます。また、施設条例や法令等を確実に遵守し、特定団体に偏らない公平・公正な運営を行います。

基本方針2 北部地域の文化資源を活かした事業展開

地域の歴史や伝統産業など北部地域ならではの文化資源を活かした特色ある事業を展開します。地域の各種団体や企業などとの連携を深め、地域文化の継承と新たな魅力の発信につなげます。

基本方針3 幅広い文化芸術に触れられる事業展開

音楽、演劇、伝統芸能など幅広い文化芸術に触れる機会を提供し、「見る」「参加する」「創る」機会を充実させることで、設置目的に従った効果的な事業展開を行い、文化芸術をより身近なものとしていきます。

基本方針4 次世代の文化芸術活動を育成し、未来へつなぐ

学校や地域と連携した事業など、こどもや若者が文化芸術や地域文化に触れる機会を充実させることで、未来の文化芸術や地域文化を担う人材を育成します。

基本方針5 人・団体・地域をつなぐ北部地域の文化交流拠点の形成

文化芸術を通じた交流や活動団体への支援、多様な主体との連携を推進し、新たな活動や協働を生み出すことで、文化芸術による地域の活性化を図ります。

基本方針6 安全・安心・快適な施設環境の維持

利用者が快適に利用できるよう、施設の適切な維持管理と計画的な保守点検を実施し、管理経費の削減に努めます。また、個人情報の適正な管理を行うと同時に、急なトラブルや災害等が起きても素早く対応できるよう、市とも連携しながら日常的な危機管理に努めます。

(2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

当事業団は、長浜市が100%出資して設立した公益財団法人であり、これまで市と連携しながら文化施設やスポーツ施設の管理運営を行うとともに、市民が文化芸術やスポーツに親しみ、交流を深める機会を創出するなど、市の施策の実現に向けた取組を進めてきました。市が目指す施策や方向性を踏まえ、市との緊密な連携・協働のもとで施設運営と事業展開を一体的に推進します。また、これまで培ってきた施設運営のノウハウや文化芸術団体等とのネットワークを活かし、市民ニーズや地域特性に応じて柔軟に事業を展開することができます。

指定管理者として施設を管理運営することで、市とともに文化芸術振興施策を着実に推進し、木之本スティックホールが北部地域の文化交流拠点としての役割を最大限に発揮し、市民サービスの向上と地域文化の振興に努めます。

このような考えのもと、当事業団は、市と目的を共有する公共的な団体として、施設の適切な維持管理と文化芸術の振興につながる事業を両輪として推進し、市民サービスの向上と長浜市の文化芸術振興に貢献するため、木之本スティックホールの指定管理者を希望します。

(3) 施設の課題とその対応について提示してください。

木之本スティックホールは、文化芸術を通じて市民が集い、学び、交流する北部地域の文化交流拠点としての役割を担っています。

一方で、公演や発表会などの開催時以外は来館機会が限られていることや、ホール以外の諸室利用が限定されていること、ロビーに空調設備がないことなど、施設設備の特性を踏まえた効果的な施設活用が求められています。また、文化芸術団体の高齢化や担い手不足、団体相互の交流機会の不足、地域の歴史や伝統文化などの文化資源を活かした事業展開の充実も課題となっています。

これらの課題に対しては、公演時以外にも気軽に立ち寄り文化芸術に親しめる機会を創出し、諸室を含めた施設全体の有効活用を進めることで利用促進を図ります。

また、平成2年の開設から年数が経過する中で、安定したサービスを提供するには、施設・設備の老朽化状況に応じたきめ細かい対応が求められるため、経験豊富な実務経験者を配置します。

さらには、文化芸術団体や教育機関、地域の各種団体等との連携を強化し、次世代育成や団体間交流を促進しつつ、地域の文化資源を活かした特色ある事業を展開し、利用者ニーズや事業効果を継続的に検証しながら施設運営と事業展開を改善し、北部地域の文化交流拠点としての機能の充実を図ります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4号】

(1) 管理運営の組織体制、人員配置、人材の育成・確保等についての基本的な考え方を提示してください。

当事業団は、現在、委託・直営施設を含め計32施設の管理運営を行っており、最長45年間にわたり同一施設の管理運営を継続するなど、安定した施設運営の実績があります。これまで施設の管理運営を通じて培ってきた経験と専門性を活かし、安定した施設運営と質の高い市民サービスの提供に取り組めます。また、複数施設を運営する団体としての強みを活かし、施設間の連携や人材交流を図りながら、継続的な人材育成と必要な人材の確保に努めます。

管理運営の組織体制・人員配置

木之本スティックホールには、現場責任者である館長1名及び舞台担当1名以上、受付スタッフ1名以上を配置し、円滑な施設運営と利用者対応を行います。

当事業団では、総務・人事・経理等の団体運営に加え、文化事業の企画・調整を担い、木之本スティックホールと連携して文化事業を推進します。また、舞台運営において必要な場合は、他施設の舞台担当職員が支援します。維持スポーツ課では、施設営繕担当職員による維持管理を行い、安全で快適な施設環境の確保に努めます。

木之本スティックホール、総務文化課及び維持スポーツ課が相互に連携し、それぞれの専門性を活かした管理運営を行います。また、施設長会議等を通じて各施設の運営状況や課題を共有し、団体全体で連携・協力することで、管理運営の質の向上を図ります。

緊急時にも確実に対応できる事業団のバックアップ体制図

公益財団法人
長浜文化スポーツ振興事業団

木之本スティックホール

・館長（現場責任者）
・舞台担当
・受付スタッフ



総務文化課

・総務・人事・経理
・文化事業・企画調整
・舞台運営支援

維持スポーツ課

・施設営繕担当
（屋外維持管理作業）



人材育成・確保

職員の資質向上を図るため、日常業務を通して必要な知識やスキルを実践しながら教育していくことで、きめ細やかな利用者対応や施設運営に必要な知識・技能の習得や、文化事業の企画・運営、舞台運営について実践的に学ぶ機会を設けます。

また、舞台運営に必要な専門知識・技術の向上を図るため、資格取得を支援しつつ、経験豊富な職員を講師とした講習会や他施設との情報交換を通じて、職員の専門性を高めていきます。さらに、先進事例や運営ノウハウを共有し、施設運営や市民サービスの向上につなげます。

人材確保については、複数施設を運営する強みを活かし、業務内容や施設利用状況に応じた応援体制、柔軟な人員調整を行います。また、職員の年齢構成や退職状況等を踏まえた計画的な採用により必要な人材を確保しながら、OJTや人材交流を通じて、ベテラン職員から若手職員への知識・技術の継承を図り、将来にわたる安定した施設運営につなげます。

専門性に関する研修計画

研修名	内容
びわ湖舞台芸術スタッフセミナー （アートマネジメント編）	アートマネジメントおよび舞台技術に関する研修会
劇場・音楽堂等職員アートマネジメント&舞台技術研修会	アートマネジメント能力と技術能力の向上に関する専門的な研修会
音響技術研修	日本音響家協会主催の講習会
照明技術研修	日本照明家協会主催の講習会
第3級劇場技術者認定取得講座	舞台・音響・照明の基礎知識の修得

（2）管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画や、職員の文化芸術についての専門性（資格等）も提示してください。

安全かつ円滑な施設運営を行うため、必要な資質・資格を有する職員を配置するとともに、計画的な人材採用と育成を進めます。

管理運営に係る職員配置

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
館長	管理責任者 文化芸術企画総括	甲種防火管理者 乙種第4類危険物取扱者 AED・普通救命講習修了	常勤	通常勤務 8：30～17：15
臨時職員	管理責任者補佐 舞台運営	舞台技術者 AED・普通救命講習修了	常勤	通常勤務 8：30～17：15
パート職員	受付・貸館対応 施設運営補助	AED・普通救命講習修了	非常勤	通常勤務 8：30～17：15
パート職員	受付・貸館対応 施設運営補助	AED・普通救命講習修了	非常勤	通常勤務 8：30～17：15

職員の採用計画

当事業団では、職員採用に係る方針を策定しており、その方針に基づき、将来にわたり安定した施設運営を継続するため、計画的な人材確保に取り組みます。

文化ホールやスポーツ施設等の運営には、施設特性に応じた知識や経験が必要であり、専門性の習得や知識・技術の継承には一定の期間を要します。そのため、職員の年齢構成や退職状況等を踏まえ、中長期的な視点から必要な人材を計画的に採用し、将来の施設運営を担う職員の確保に努めます。

職員の文化芸術についての専門性

当事業団は、現在も指定管理者として長浜文化芸術会館、浅井文化ホール、木之本スティックホールの3館を管理しており、音楽、演劇、伝統芸能など幅広い文化芸術事業を企画・運営しています。出演者や関係団体との調整、広報、当日の運営など、事業全般に関する知識と実務経験を有しています。

舞台運営については、指定管理施設3館に加え、びわりゅうプラザ、虎姫文化ホールの市直営施設2館の管理運営業務を担っており、計5館の文化ホールにおいて舞台・照明・音響等の技術運営を行っています。5館あわせて年間400件にものぼるホール利用に対応するなど、様々な催事に対応してきた実績とノウハウを有し、安全で円滑な舞台運営を行っています。また、当事業団には舞台・テレビジョン照明技術者技能認定2級資格や音響技術者技能検定3級資格を有する職員や、第3級劇場技術者認定取得講座を修了した職員もいるため、専門的な技術と知識を活かして舞台運営体制を整えています。

このように、文化芸術事業の企画運営と舞台技術の両面で培った経験を活かし、安全で円滑な施設運営と質の高い文化芸術事業の実施に取り組みます。

(3) 標準的な1カ月分の勤務ローテーションを作成してください（A4版・任意様式）。

事業計画書21ページのとおり

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

3 利用促進等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標を提示してください。

市民が文化芸術に親しみ、気軽に利用できる施設を目指し、利用者の視点に立ったサービスを提供します。地域との連携を図りながら利用機会の創出と利用促進に取り組みます。

利用者に寄り添った施設運営

委託・直営施設を含め計 32 施設の管理運営実績を活かし、利用相談や貸館対応を丁寧かつ適切に行います。利用者ニーズを把握し、改善できる事項については速やかに施設運営へ反映します。ホールを初めて利用される方は、不安を抱えていることが多いため、これまでの経験を活かした提案をすることで、スムーズな利用を促し、使いやすい、次も利用したいと思える施設づくりを進めます。

また、鏡を備えた多目的室は、ダンスをはじめとする利用者ニーズがありながら認知不足が課題となっています。そのため、多目的室の周知を進めながら、北部地域唯一の 300 席ホールという強みについても積極的に情報発信し、施設全体の認知度向上と利用促進を図ります。

文化芸術に親しむ機会の創出

市民が文化芸術に触れる機会を創出するため、公演がない日でも気軽に立ち寄れるよう、施設の特性を活かした取り組みを進めます。公演実施に向け機運を醸成するようなロビー展示やワークショップなどの体験型事業、地域の特性を活かした自主事業等を実施し、施設を訪れるきっかけを創出することで、新たな来館者の獲得と施設利用の拡大につなげます。

地域のつながりを活かした利用促進

事業団が継続して実施している木之本合唱祭をはじめ、地域で活動する文化芸術団体の発表の場の提供と、北部地域の文化芸術団体による文化祭など、地域の文化活動を支える場として施設利用の促進を図ります。また、地域で活動する団体の発表機会や交流の場を充実させることで、団体活動の活性化と継続的な施設利用につなげます。

さらに、学校、地域の各種団体、企業などとの連携を進めるとともに、地域資源も活かした事業を展開することで、新たな利用者層の獲得を図ります。

【達成目標】

年度	利用者数	積算根拠
令和 9 年度	16,100 人	R7 実績（ホール 10,490 人、諸室 5,180 人、計 15,670 人） ホール：R7 の 1 件あたり平均 130 人の利用実績を基に、既存利用の継続及び新規利用の獲得により、5 年後 1,330 人程度の増加を目指す。 諸室：多目的室等の利用促進により、新規利用団体の獲得及び利用回数増加を図り、5 年後 250 人程度（R7 実績比 5%増）の増加を目指す。 自主事業：ロビー展示や文化活動等を計画的に実施し、来館機会の創出により、5 年後 750 人程度の増加を目指す。
令和 10 年度	16,500 人	
令和 11 年度	17,000 人	
令和 12 年度	17,500 人	
令和 13 年度	18,000 人	

(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

北部地域の文化交流拠点として、文化芸術団体、地域の各種団体、教育機関、企業、ボランティア等との連携を進め、地域全体で文化芸術を育む環境づくりに取り組みます。地域とのつながりを大切にし、それぞれの強みを活かした施設運営を進めます。

地域資源を活かした事業

邦楽器の糸の産地にちなんだ邦楽公演や、大河ドラマ「豊臣兄弟！」でも注目される賤ヶ岳古戦場や湖北の観音さまなど、地域の歴史資源を活用した事業を展開します。また、邦楽公演においては、住民参加型で手作り作品や文化を発信する地域のコミュニティの場を提供している手作り工房木之本塾と

連携するなど、観光、教育、産業、まちづくりなど他分野との連携を進め、地域の魅力向上と地域活性化につなげます。

地域の各種団体等との協働

文化芸術団体や地域の各種団体とこれまで築いてきた連携を活かし、発表の機会や交流の場を充実させることで、団体活動の活性化や新たな担い手の確保につなげます。また、事業の実施にあたり、学校等の教育機関と連携し、こどもや若者が文化芸術に触れる機会を創出します。

共催事業等による連携の推進

文化芸術活動を支援する公演をこれまでも共催事業として実施し、市民が文化芸術に触れる機会を創出してきました。今後も文化芸術団体や地域の各種団体等との共催事業を推進します。

また、歴史、観光、教育、産業、まちづくりなど多様な分野の団体との連携・共催を進め、それぞれが持つ知識や経験、ネットワークを組み合わせた事業を展開します。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

文化施設・スポーツ施設など複数施設を管理運営する強みと地域の各種団体とのつながりを活かし、多様な広報媒体を組み合わせた情報発信を行うことで、施設の認知度向上と利用促進を図ります。

ホームページを活用した情報提供

イベント情報、利用案内、事業内容等を事業団のホームページで一元的に発信します。複数施設の情報をまとめて確認できる利点を活かし、分かりやすい情報提供と施設・事業の認知向上を図ります。



SNSを活用した情報発信

イベント情報や施設の魅力、事業の様子等をSNSで発信します。今後さらなる利用促進が期待される多目的室などは、施設情報も積極的に発信します。また、地域、年齢層、興味関心等を設定したSNS広告を必要に応じて活用し、事業内容に応じた対象者へ効果的に情報を届けます。



地域の各種団体等とのつながりを活かしたPR

現在、長浜市民芸術文化創造協議会、長浜文化芸術協会、長浜市音楽協会などの事務局を担っており、こうした地域の各種団体等とのつながりを活かした情報発信を行います。例えば邦楽公演の際には、邦楽活動を行っている団体に個別情報提供を行うなど、事業内容や対象者に応じて効果的にPRを行います。

地域密着型の広報媒体等を活用したPR

地元新聞や地域の情報誌「botejako」、「C00P」の会員向け広報媒体等を活用し、地域住民へ施設やイベント情報を発信します。日常的に施設の魅力やイベント情報を届けることで、施設を利用したことのない方への認知向上と、新たな利用者の獲得により利用促進につなげます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

4 サービス向上等【審査基準：条例第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

利用者ニーズを的確に把握し、施設運営や事業内容の改善につなげるため、アンケートの実施や日常的な対話を通じて意見・要望を収集します。

アンケートの実施

事業の実施時や貸館利用時にアンケートを実施し、施設や事業に対する満足度、改善要望、今後の事業に対する要望などを把握します。

日常的なコミュニケーション

受付や施設利用時の対話を通じて、利用者の意見や要望を把握します。また、定期的に利用する団体との信頼関係を築き、気軽に相談しやすい環境づくりに努めます。

施設運営への反映

いただいた意見や要望は職員間で共有し、改善できる事項は速やかに施設運営へ反映します。また、市とも情報共有を行いながら継続的なサービス向上につなげます。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

苦情やご意見については、利用者の立場に立って真摯に受け止め、迅速かつ誠実に対応します。内容や原因を把握したうえで、職員間で共有し、必要に応じて施設長会議等で情報共有を行うなど、組織として適切に対応します。

また、市への報告や協議が必要な案件については速やかに情報共有を行い、連携して対応します。いただいた意見は施設運営の改善や再発防止につなげ、継続的なサービス向上を図ります。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

利用者の利便性向上

複数の施設を一体的に管理している強みを活かし、どの施設でもチケットを購入できる体制を整えます。あわせて、24時間購入可能な電子チケットサービス「teket」や、コンビニエンスストア等でも購入できる「ローチケ」を活用し、いつでも購入可能な環境を引き続き提供します。

さらに、ウェブサイトや SNS などを共通化して一体的に情報発信やチケット販売を行うことで、利用者の利便性を高め、各施設間の相互利用につなげます。

快適に利用できる施設環境づくり

利用者が気持ちよく施設を利用できるよう、笑顔でのあいさつや丁寧な接遇を心掛け、施設内の清掃や感染防止対策、整理整頓を徹底します。また、利用開始前の空調稼働など、利用者の立場に立った細やかな配慮を行い、快適で利用しやすい環境づくりに努めます。

職員間の情報共有によるサービス向上

日々の業務の中で把握した利用者の反応や対応事例、業務上の気づきなどを職員間で共有します。こうした日常的な情報共有を通じて、職員一人ひとりのサービス意識を高め、より良い対応や業務改善につなげることで、継続的なサービス向上を図ります。

文化芸術に関する相談機能の充実

地域で文化活動を行いたい方や文化芸術団体とのつながりを求める方に対し、相談窓口としての機能を充実させます。例えば、地域行事で演奏を依頼できる団体を探している、活動している文化芸術団体を知りたいといった相談に対し、3館の文化ホールの管理運営や長浜市民芸術文化創造協議会などの事務局運営、貸館利用を通じて築いてきた文化芸術団体とのつながりを活かし、情報提供や団体間をつなぎ、コーディネートを行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について提示してください。

適切な施設管理と利用者サービスを維持しながら、業務の効率化や複数施設を管理する強みを活かした一括管理等により、運営経費の削減に取り組みます。

効率的な施設管理

日常清掃を直営で実施し、清掃にあわせた館内巡回により設備の異常を早期に発見します。これにより、適切な安全管理と修繕費の抑制を図ります。

スケールメリットを活かした経費削減

当事業団において複数施設で使用する消耗品の一括購入や、保守点検業務の一括発注により、調達コストや委託費の削減を図ります。

省エネルギーの推進

施設利用状況に応じた照明・空調の適正管理や自然光の活用、節水やクールビズなど日常的な省エネルギーを徹底し、光熱水費の削減に努めます。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

施設使用料及び附帯設備等使用料は長浜市市民文化ホール条例、長浜市市民文化ホール管理規則に定める金額と同額とします。

(利用料金の設定根拠)

市が条例等で定める利用料金は、施設の公共性、利用者負担の公平性、社会経済情勢等を総合的に勘案して設定されていることから、その趣旨を尊重し、条例等で定める利用料金で運用します。

なお、利用料金収入については、施設の維持管理や文化事業、利用者サービスの充実に活用し、北部地域における文化芸術の振興を図ります。

(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について提示してください。

維持管理業務

維持管理業務については、仕様書に定める頻度を遵守します。利用者の安全性・快適性の向上を図るため、次の事項については仕様書で定める頻度以上に実施します。

- ・ピアノの調律は年1回実施するほか、ピアノを使用する事業等の実施前にも調律を行い、常に良好な演奏環境を維持します。

- ・館内及びトイレの清掃は毎日1回実施します。ホールの稼働日については利用状況に応じて清掃回数を増やし、清潔で快適な施設環境を維持します。
- ・日常点検については、チェックシート等を活用し、点検・確認を確実に実施することで、適切な施設管理に努めます。

修繕計画

今後の修繕については、施設の老朽化が進む中においても、常に良好な維持管理状態を保つため、不具合が発生してから対応する事後保全ではなく、予防保全の考え方にに基づき、適切な周期で計画的な修繕を実施します。

特に、利用者の安全確保に直結する消防設備については計画的な更新を進め、利用者サービスの向上につながるトイレなどの水回り設備や、ホール設備に係る軽微な修繕についても優先的に実施し、安全で快適な施設環境の維持・向上に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

6 その他【審査基準：条例第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組を提示してください。

個人情報の適正な管理を施設運営における重要事項と位置付け、関係法令や規程に基づき、組織全体で個人情報保護に取り組みます。

個人情報の適正な管理

当事業団が定める個人情報の保護に関する規程に基づき、取得した個人情報は利用目的の範囲内で適切に管理し、保管・廃棄を適正に行い、漏えいや紛失等の防止に努めます。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、速やかに市へ報告し、事案に応じて適切に対応するとともに、原因究明と再発防止に取り組みます。

職員への意識啓発と情報共有体制の強化

職員への継続的な周知・指導を行い、個人情報保護に対する意識向上を図ります。また、施設長会議等を通じて各施設の対応状況や課題を共有し、組織全体で適切な管理体制を維持します。

情報セキュリティ対策の推進

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」に参画し、「二つ星」を自己宣言するなど、情報セキュリティ対策の強化に取り組み、安全で信頼される施設運営に努めます。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組を提示してください。

施設の管理運営において環境負荷の低減を図るため、省エネルギー、資源の有効活用、廃棄物の削減等に継続的に取り組みます。職員一人ひとりが環境への配慮を意識し、持続可能な施設運営を推進します。

省エネルギーの推進

施設の利用状況に応じた照明や空調の適正管理を行い、不要な電力使用の削減に努めます。また、日常業務においてもクールビズなど、職員が省エネルギーを意識し効率的な施設運営を図ります。

廃棄物の削減と資源の有効活用

ごみの分別の徹底や備品・消耗品の適正管理により、資源の有効活用を図ります。あわせて会議等のペーパーレス化を推進し、紙資源の削減をはじめとする廃棄物の削減に努めます。

環境に配慮した物品選択と節水への取組

環境に配慮した物品の購入や節水に取り組むとともに、これらの取り組みを職員間で共有し、日常業務の中で継続的に実践します。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制について提示してください。利用者の安全確保を最優先に、災害や事故等の緊急事態に備えた危機管理体制を整備しています。日常的な安全確認や職員間の情報共有、訓練の実施等を通じて、事故の未然防止と発生時の迅速かつ適切な対応に努めます。

危機管理体制の整備と対応力の向上

緊急時対応マニュアルを整備し、発生時の対応手順や職員の役割を明確にし、年2回防災訓練等を通じて対応力の向上を図ります。

当事業団が管理する他の施設では、利用者参加型の避難訓練コンサート（地震想定）を実施するなど、実践的な訓練を通じて、非常時の避難誘導や対応方法の確認を定期的に行っています。また、台風への備えとしては、接近前の対策と通過後の報告を徹底することで、事業団全体として緊急時に適切な対応ができる体制づくりに努めます。

日常的な安全管理・防犯対策

施設内の巡回や設備・利用状況の確認を日常的に行い、事故の未然防止に努めます。

また、利用者への声かけ等を通じて、不審者の早期発見やトラブル防止を図り、安心して利用できる環境を整えます。

舞台運営時には、利用者および舞台機構の操作を行う舞台担当職員の安全確保が不可欠です。安全対策を徹底し、日常的な声かけ等を通じて事故防止への意識を高めます。

災害発生時の対応

木之本スティックホールは、災害時における指定緊急避難場所として指定されていることから、市からの要請等があった場合には、迅速に対応できるよう体制を整えます。

(4) 同様・類似の業務の実績等があれば、記入してください。

当事業団は、公共施設の管理運営を長年担い、文化施設及びスポーツ施設の指定管理業務、文化事業の企画・実施、地域の各種団体とのネットワークなど、文化ホール運営に必要な経験とノウハウを有しています。

多数の公共施設を安定的に管理する運営実績

現在、指定管理者として文化施設3施設、スポーツ施設24施設を管理するほか、委託・直営施設を含め計32施設の管理運営を行っています。また、最長45年間にわたり同一施設の管理運営を継続するなど、安定した施設運営の実績があります。

主な管理施設

文化：木之本スティックホール（今回対象）／長浜文化芸術会館／浅井文化ホール
スポーツ：長浜市民体育館／神照運動公園／長浜伊香ツインアリーナ

地域の団体との連携実績

当事業団は、文化・スポーツ分野における各種団体の事務局を担い、大規模事業を運営するなど、地域の団体との継続的な関係づくりを進めています。こうしたつながりを活かし、地域のニーズを踏まえた事業展開や、関係団体と連携した文化・スポーツ活動の推進に取り組んでいます。

主な団体の事務局

文化：長浜市民芸術文化創造協議会／長浜市文化芸術協会／長浜音楽協会
スポーツ：びわ湖長浜ツーデーマーチ実行委員会／長浜市あざいお市マラソン実行委員会／長浜市スポーツ協会／長浜市スポーツ少年団

文化施設における事業運営実績

指定管理による長浜文化芸術会館、浅井文化ホール、木之本スティックホールの管理運営に加え、市からの委託によるびわリユートプラザ、虎姫文化ホールの管理業務も担うなど、文化施設運営の経験を蓄積しています。

施設管理、貸館業務、文化事業の企画・実施、文化芸術団体との連携など、これまで培った経験とノウハウを活かし、木之本スティックホールにおいても安定した管理運営と地域の文化振興に取り組みます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

7 市民の文化芸術の振興と向上を図るための事業について【審査基準：条例第1号、第2号及び第5号】

仕様書6(1)に記載している業務について、市民の文化芸術の振興と向上を図るために、貴団体ができる事業への取組について記入してください。（5年間の計画概要を記入ください）

5年間の基本的な考え

この3つの視点を基本とし、文化ホールを市民や地域の多様な人々がつながり、新たな文化を創造する北部地域の文化芸術拠点として発展させていきます。

重視する視点	主な取組
地域とともにつくり育てる 地域資源を活かす 次世代へ継承する	日本の伝統文化に触れる公演 クラシック音楽に親しむ公演 こども・次世代育成事業 地域連携事業

これまで、指定管理する3館の文化ホールにおいて、市民が文化芸術に触れる機会の創出や文化芸術のすそ野の拡大を目的として、邦楽、洋楽、寄席、人形劇など幅広いジャンルの自主事業を継続的に実施してきました。

また、地域で活動する文化芸術団体への発表・交流の場の提供や共催事業、地域合唱団との共演、地元出身・ゆかりのあるアーティストの起用などを通じて、地域の人材や団体とのつながりを築きながら、地域に根差した文化芸術事業を展開してきました。

さらに、地元の和楽器系に代表される地域資源を活用した公演など、地域に受け継がれてきた文化や特色を発信する取り組みも進めてきました。

今後5年間は、これまで積み重ねてきた事業実績や地域とのつながりを基盤として、「地域とともにつくる文化芸術事業」へ発展させます。

文化芸術を単に鑑賞する機会として提供するだけでなく、市民、地域の各種団体、地元出身・ゆかりのあるアーティスト、学校など多様な主体が、出演者、参加者、協働者として関わることで、地域全体で文化芸術を育む環境づくりに取り組みます。

5年間の事業展開

これまで実施してきた文化芸術事業を基盤として、「地域とともにつくり育てる」「地域資源を活かす」「次世代へ継承する」という3つの視点により、各事業をさらに発展させます。

和楽器系をはじめとする地域資源を活かした公演、クラシック音楽公演、こども向け事業を継続して実施し、これまで培ってきた地元出身・ゆかりのあるアーティストや地域で活動する文化芸術団体との連携、共演を意識した事業を展開します。

さらに、学校や学童保育等との連携を行い、邦楽、洋楽、伝統芸能など幅広い分野において、鑑賞だけでなく、ワークショップや体験活動、出演・発表の機会も設けます。文化芸術団体や地元出身・ゆかりのあるアーティストとこどもや若者が交流する機会を設けることで、文化芸術への興味・関心を育み、次世代への継承につなげます。

こうした取り組みを通じて、文化芸術団体、アーティスト、学校など多様な主体が関わる「地域とともにつくる文化芸術」へ発展させます。

【日本の伝統文化に触れる公演】

日本の伝統文化に触れる公演を継続して実施し、市民が質の高い文化芸術に触れる機会を提供します。和楽器系をはじめとする地域資源や、地域に受け継がれてきた伝統文化を活用し、その魅力を発信することで、次世代への継承につなげます。



【和楽器コンサート】
地域の伝統産業にちなみ、箏を使ったコンサートを開催し、市民が日本の伝統文化に親しむ機会を提供。

【クラシック音楽に親しむ公演】

声楽、室内楽、オーケストラ等のクラシック音楽公演を継続して実施します。これまで培ってきた地元出身・ゆかりのあるアーティストとのつながりを活かし、地域合唱団との共演など、市民や文化芸術団体が関わる機会を充実させます。



【声楽コンサート】
びわ湖ホール声楽アンサンブルによるコンサートを開催し、質の高いクラシック音楽に触れる機会を提供。

【こども・次世代育成事業】

人形劇や0歳から楽しめるコンサートなど、こどもが幼少期から文化芸術に親しむ機会を提供します。さらに、体験や発表の機会を創出することで、こどもや若者が文化芸術の楽しさや達成感を感じ、将来の文化芸術の担い手となるきっかけづくりに取り組みます。



【人形劇公演】
こどもから楽しめる人形劇公演を開催し、幼少期から文化芸術に親しむ機会を創出。

【地域連携事業】

地域で活動する文化芸術団体への支援を継続し、発表や交流の場を提供することで、団体間の連携や活動の発展を支援します。木之本合唱祭をはじめとする地域事業の充実を図り、文化芸術団体、若手アーティスト等との新たな共催・交流事業を行います。また、賤ヶ岳古戦場や湖北の観音さまをはじめとする地域の歴史資源や観光資源などを活かし、文化芸術を通じた地域の魅力発信につなげます。



【団体の発表会】

地域の合唱・コーラス団体による発表の場を設け、活動成果の発信や団体間の交流を促進。

各事業については、利用者アンケートや参加状況等を踏まえて検証・改善を行い、既存事業の充実を図りながら、新たな連携や展開を進めます。

これまで築いてきた地域との信頼関係やネットワークを活かし、文化ホールを、市民、文化芸術団体、アーティスト、学校など多様な主体がつながり、ともに文化を育む北部地域の文化芸術拠点として発展させていきます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

8 自主事業【審査基準：条例第2号及び第5号】

市民の文化芸術振興を推進していくために長浜市の現状と課題を分析したうえで、貴団体ができる自主事業への取組について記入してください。

自主事業では、公演や貸館利用がある日だけでなく、日常的に文化ホールへ足を運びたいくなるきっかけを創出し、市民が気軽に文化芸術に触れられる環境づくりを進めます。

これまで実施してきた自主事業の取り組みを基盤として、利用者ニーズや地域の状況を踏まえながら内容を充実・発展させることで、新たな来館者の獲得と施設の利用促進につなげます。また、自主事業をきっかけに文化ホールを初めて利用する方や、文化芸術活動へ新たに参加する方を増やし、継続的な施設利用へとつなげていきます。

（１）ロビー等を活用した事業

公演や発表会などの開催時以外は来館機会が限られていることや、ホール以外の諸室利用が少ないことが課題となっています。

当施設のロビーは空調設備や広さなど活用上の制約がありますが、施設の特性を踏まえながら、ロビーや利用の少ない部屋を活用した作品展示や写真展、公演開催に向けて機運を醸成するPRを兼ねた展示やミニコンサート、ミニイベントなどを開催します。さらに、市民から展示作品を募集するなど、市民が参加できる活動を推進していきます。



公演のない日でも気軽に立ち寄れる機会を増やすことで、新たな来館者の獲得や施設の認知度向上につなげ、文化ホールを日常的に利用される身近な公共空間として定着させていきます。

（２）ピアノサークル

ピアノサークルは、ホールの利用がない時間を活用し、グランドピアノを気軽に演奏できる機会として継続して実施しています。現在は、ピアノコンクールや演奏会前の練習利用が多い状況です。

今後は、こうした利用に加え、自宅ではグランドピアノを演奏する



機会がないピアノ愛好者や、昔ピアノを習っていた方、趣味としてピアノ演奏を楽しみたい方など、より幅広い層にも利用していただけるよう取り組みます。SNS による情報発信や施設利用者からの口コミなどを通じて認知度向上を図り、「ホールでピアノを弾いてみたい」という気軽なニーズに応えます。

ホールという本格的な演奏環境を身近に体験できる機会を提供することで、新たな施設利用者の獲得と継続的なホール利用につなげます。

（３）地域の映画団体と連携した新たな取組

木之本地域は「カメラを止めるな！」の上田慎一郎監督の出身地であるほか、地域の団体による「きのもと映画祭」が開催されるなど、映画文化への関心が高まりつつあります。



こうした機運を活かし、地域の映画団体等と連携した映画上映会やトークイベントなど、新たな文化鑑賞機会を創出します。また、市民が所有する昔の映像や写真等の地域映像資源を、市民から提供や協力を得ながら活用し、地域の記録を振り返る上映会や企画展示などへ発展させます。

映画をきっかけとして幅広い世代が文化ホールへ集い交流する機会を創出し、新たな来館者の獲得や地域文化の継承、施設利用の促進につなげます。

（４）吹奏楽クラブ

周辺地域では、生徒数の減少に伴い中学校・高等学校の吹奏楽部がなくなるなど、継続して吹奏楽に取り組める環境が少なくなっています。こうした状況を踏まえ、吹奏楽クラブを継続して実施し、地域の若者が音楽活動を続けられる場を提供しています。



今後は、さらなる少子化や部活動の地域展開が進むことが見込まれることから、地域の若者が継続して音楽活動に取り組める環境として、その役割はさらに重要になると考えています。

部員確保に向けては、中学校・高等学校への積極的な周知を継続します。SNS 等を活用した情報発信を強化し、活動内容や演奏の魅力を広く発信します。また、成果発表の機会や地域イベントへの出演などを充実させ、演奏する喜びや地域とつながる喜びを実感できる活動へ発展させます。

地域における吹奏楽活動の拠点として、将来の文化芸術を担う人材の育成や部活動の地域展開を支える受け皿としての役割を果たすとともに、若い世代の来館機会を増やし、施設利用の促進につなげます。

今後の展開

これまで自主事業として実施してきた取り組みを発展させつつ、利用者アンケートや参加状況、地域ニーズを踏まえながら、事業内容のさらなる改善・充実に努めます。

また、自主事業を単独で実施するだけでなく、文化芸術事業や貸館利用、地域の各種団体との連携事業とも結び付けることで、「鑑賞する」「体験する」「参加する」「活動する」という文化芸術への多様な関わり方を提供します。

さらに、自主事業をきっかけに文化ホールを初めて訪れた方が、公演鑑賞や貸館利用、文化芸術団体への参加など次の利用につながる循環を生み出し、市民にとって身近で親しみのある文化交流拠点として、継続的な利用促進と地域文化の活性化を図ります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

9 自由提案【審査基準：条例第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。

安定した管理運営・事業を実施できる体制・ノウハウ

木之本スティックホールは、平成2年の開設から施設・設備の年数が経っています。安定したサービスを提供するには、施設・設備の経過年数に応じたきめ細かい対応が求められるため、経験豊富な実務経験者を配置し、市民に寄り添った管理運営に努めてまいりました。

現在は文化ホール3館の指定管理及び市の直営施設2館の管理運営業務を担っており、施設管理や舞台運営、文化事業の企画実施、利用者対応など、文化ホールの管理運営に関する実績とノウハウを持っています。特に、5館のホール運営を通じて年間400件以上の公演や催事の運営に対応しており、舞台技術、主催者対応、当日の運営調整など、安心して事業を実施できる体制とノウハウを有しています。

指定管理する3館の文化ホールでは、邦楽、洋楽、寄席、人形劇など幅広いジャンルの文化芸術事業を企画・実施しており、こどもから高齢者まで様々な世代が文化芸術に触れる機会を提供しています。事業の企画力やノウハウを保有しており、地元を拠点に活動しているアーティストとのつながりも築いています。

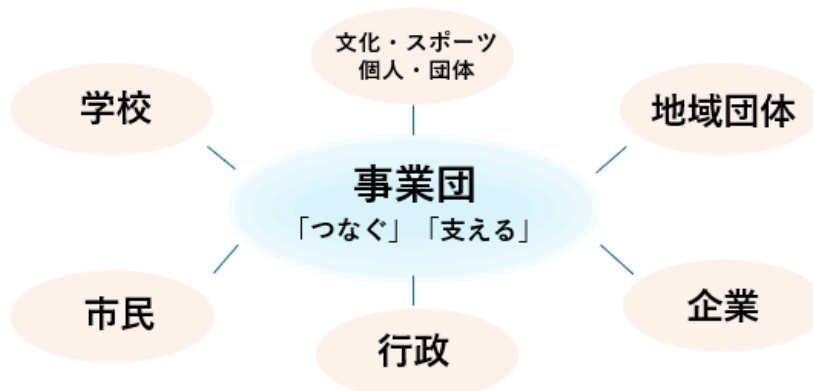
長浜市の文化・スポーツを「つなぎ・支える」コーディネーターとして

当事業団は、市が100%出資して設立した公益財団法人として、これまで文化施設やスポーツ施設の管理運営を担うとともに、市の文化・スポーツ施策と連携し、地域の振興に取り組んできました。

人口減少や少子高齢化、価値観の多様化により、文化芸術団体やスポーツ団体では担い手不足が課題となっています。そのため、市内での文化・スポーツの振興を図るには、活動に必要な情報を得られることや、適切な支援につながるための相談機能がますます求められています。

当事業団は、これまで施設運営や事業実施、事務局運営などを通じて、地域の個人や団体との信頼関係を築いてきました。今後は、このつながりを活かし、文化・スポーツに関する相談窓口として、人と人、人と団体、団体同士をつなぐコーディネーターとしての役割をこれまで以上に発揮していきます。

市の文化・スポーツ施策と密接に関わりながら施設運営を担う当財団だからこそ、施設を活動の場として提供するだけでなく、地域の人や団体をつなぎ、活動を支える役割を果たすことができます。こうした取り組みを通じて、鑑賞する楽しさだけでなく、する楽しみを知ってもらうことが地域のさらなる活力となることを目指し、長浜市の文化・スポーツのさらなる振興と、活力ある地域づくりに貢献していきます。



欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

標準的な1カ月の勤務ローテーション

		館長	臨時職員	パート職員	パート職員
1	月	○	○	▲	
2	火	休館日			
3	水	○	○		
4	木	▲			○
5	金		▲	○	
6	土	○	○		▲
7	日	○	○	○	
8	月	○		▲	
9	火	休館日			
10	水		○		○
11	木	▲	○		
12	金	○	▲	○	
13	土	○	○		○
14	日	○	○	▲	
15	月	▲	○		
16	火	休館日			
17	水	○	○		
18	木		○	▲	○
19	金	▲		○	
20	土	○	○		○
21	日	○	▲	○	
22	月	○	○		
23	火	休館日			
24	水	▲	○	○	
25	木		○		▲
26	金	○		▲	
27	土	○	▲	○	
28	日	○	○		○
29	月	○	○	○	
30	火	休館日			
31	水	▲	○		○

○：8：30～17：15、▲12：45～21：30

様式第3号

収支計画書（総括表）【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

1 収入

（単位：千円）

科目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
指定管理料	18,181	18,181	18,181	18,181	18,181	90,905
利用料金収入	2,871	2,957	3,046	3,137	3,231	15,242
その他の収入	0	0	0	0	0	0
小計（指定管理業務）	21,052	21,138	21,227	21,318	21,412	106,147
指定管理事業収入	804	814	824	842	869	4,153
自主事業収入	1,161	1,240	1,320	1,402	1,488	6,611
合計	23,017	23,192	23,371	23,562	23,769	116,911

2 支出

科目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
人件費	9,360	9,500	9,643	9,788	9,931	48,222
維持管理費	11,048	11,245	11,264	11,375	11,568	56,500
修繕費	800	600	600	550	500	3,050
その他の支出	0	0	0	0	0	0
小計（指定管理業務）	21,208	21,345	21,507	21,713	21,999	107,772
指定管理事業費	895	918	921	891	805	4,430
自主事業費	914	929	943	958	965	4,709
合計	23,017	23,192	23,371	23,562	23,769	116,911

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
-----	----------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	18,181	
利用料金収入	2,871	ホール・附帯設備・諸室使用料
その他	0	
小計（指定管理業務）	21,052	
指定管理事業収入	804	公演等入場料
自主事業収入	1,161	参加費等
合計	23,017	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		9, 3 6 0	館長1名、臨時1名、パート2名
維持管理費	消耗品費	3 0 0	舞台消耗品、施設維持管理消耗品
	燃料費	1, 6 2 4	灯油代
	光熱水費	4, 6 1 8	電気、ガス、水道
	通信運搬費	2 0 0	電話・FAX 通信費、郵送料
	手数料	8 0	ピアノ調律手数料、廃棄物処理料
	保険料	4 0	公立文化施設賠償責任保険料
	委託費	2, 5 1 0	機械警備・建物管理・建築物点検等
	使用料及び賃借料	7 0 2	AED 使用料、コピー機使用料等
	負担金等	3 8	公立文化施設協会加盟負担金
	公課費	9 3 6	消費税
計	1 1, 0 4 8		
修繕費		8 0 0	
その他		0	
小計（指定管理業務）		2 1, 2 0 8	
指定管理事業費		8 9 5	謝礼、印刷費、広告料、販売手数料等
自主事業費		9 1 4	謝礼、印刷費、保険料、施設使用料等
合計		2 3, 0 1 7	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）
-----	------------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	18,181	
利用料金収入	2,957	ホール・附帯設備・諸室使用料
その他	0	
小計（指定管理業務）	21,138	
指定管理事業収入	814	公演等入場料
自主事業収入	1,240	参加費等
合計	23,192	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		9, 5 0 0	館長1名、臨時1名、パート2名
維持管理費	消耗品費	3 0 0	舞台消耗品、施設維持管理消耗品
	燃料費	1, 6 4 8	灯油代
	光熱水費	4, 6 8 7	電気、ガス、水道
	通信運搬費	2 0 0	電話・FAX 通信費、郵送料
	手数料	8 0	ピアノ調律手数料、廃棄物処理料
	保険料	4 0	公立文化施設賠償責任保険料
	委託費	2, 6 0 0	機械警備・建物管理・建築物点検等
	使用料及び賃借料	7 0 2	AED 使用料、コピー機使用料等
	負担金等	3 8	公立文化施設協会加盟負担金
	公課費	9 5 0	消費税
計	1 1, 2 4 5		
修繕費		6 0 0	
その他		0	
小計（指定管理業務）		2 1, 3 4 5	
指定管理事業費		9 1 8	謝礼、印刷費、広告料、販売手数料等
自主事業費		9 2 9	謝礼、印刷費、保険料、施設使用料等
合計		2 3, 1 9 2	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和11年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日）
-----	------------------------------

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	18,181	
利用料金収入	3,046	ホール・附帯設備・諸室使用料
その他	0	
小計（指定管理業務）	21,227	
指定管理事業収入	824	公演等入場料
自主事業収入	1,320	参加費等
合計	23,371	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	9,643	館長1名、臨時1名、パート2名
維持管理費	消耗品費	300 舞台消耗品、施設維持管理消耗品
	燃料費	1,673 灯油代
	光熱水費	4,757 電気、ガス、水道
	通信運搬費	200 電話・FAX 通信費、郵送料
	手数料	80 ピアノ調律手数料、廃棄物処理料
	保険料	40 公立文化施設賠償責任保険料
	委託費	2,510 機械警備・建物管理・建築物点検等
	使用料及び賃借料	702 AED 使用料、コピー機使用料等
	負担金等	38 公立文化施設協会加盟負担金
	公課費	964 消費税
	計	11,264
修繕費	600	
その他	0	
小計（指定管理業務）	21,507	
指定管理事業費	921	謝礼、印刷費、広告料、販売手数料等
自主事業費	943	謝礼、印刷費、保険料、施設使用料等
合計	23,371	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和12年度（令和12年4月1日～令和13年3月31日）
-----	------------------------------

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	18,181	
利用料金収入	3,137	ホール・附帯設備・諸室使用料
その他	0	
小計（指定管理業務）	21,318	
指定管理事業収入	842	公演等入場料
自主事業収入	1,402	参加費等
合計	23,562	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	9,788	館長1名、臨時1名、パート2名
維持管理費	消耗品費	300 舞台消耗品、施設維持管理消耗品
	燃料費	1,698 灯油代
	光熱水費	4,828 電気、ガス、水道
	通信運搬費	200 電話・FAX 通信費、郵送料
	手数料	80 ピアノ調律手数料、廃棄物処理料
	保険料	40 公立文化施設賠償責任保険料
	委託費	2,510 機械警備・建物管理・建築物点検等
	使用料及び賃借料	702 AED 使用料、コピー機使用料等
	負担金等	38 公立文化施設協会加盟負担金
	公課費	979 消費税
	計	11,375
修繕費	550	
その他	0	
小計（指定管理業務）	21,713	
指定管理事業費	891	謝礼、印刷費、広告料、販売手数料等
自主事業費	958	謝礼、印刷費、保険料、施設使用料等
合計	23,562	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和13年度（令和13年4月1日～令和14年3月31日）
-----	------------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	18,181	
利用料金収入	3,231	ホール・附帯設備・諸室使用料
その他	0	
小計（指定管理業務）	21,412	
指定管理事業収入	869	公演等入場料
自主事業収入	1,488	参加費等
合計	23,769	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		9, 9 3 1	館長1名、臨時1名、パート2名
維持管理費	消耗品費	3 0 0	舞台消耗品、施設維持管理消耗品
	燃料費	1, 7 1 9	灯油代
	光熱水費	4, 8 9 6	電気、ガス、水道
	通信運搬費	2 0 0	電話・FAX 通信費、郵送料
	手数料	8 0	ピアノ調律手数料、廃棄物処理料
	保険料	4 0	公立文化施設賠償責任保険料
	委託費	2, 6 0 0	機械警備・建物管理・建築物点検等
	使用料及び賃借料	7 0 2	AED 使用料、コピー機使用料等
	負担金等	3 8	公立文化施設協会加盟負担金
	公課費	9 9 3	消費税
計	1 1, 5 6 8		
修繕費		5 0 0	
その他		0	
小計（指定管理業務）		2 1, 9 9 9	
指定管理事業費		8 0 5	謝礼、印刷費、広告料、販売手数料等
自主事業費		9 6 5	謝礼、印刷費、保険料、施設使用料等
合計		2 3, 7 6 9	

注 事業年度ごとに記入してください。